

3. ひとりぼっちでくらせるかな？

(1) 公共事業の中での砂防の位置づけ

公共事業には、学校の建設、道路整備など様々な種類があります。その中で砂防施設の設置は、治水事業の一つに位置づけられます。砂防事業の特徴として次のような点を挙げることができます。

- ① 生活の安全性を高めるという最も重要な役割を担っている
- ② 事業の効果範囲が比較的限定（砂防施設をつくった谷や河川、あるいはその周辺）されている
- ③ 重要な事業であるにも関わらず事業効果が目に見えにくい

私たちは、砂防事業に頼るだけでなく、土砂災害の発生に対して関心を持ち、自分で身を守る行動をとることが重要であると子どもたちにも理解してもらえることが大切だと考えています。

①災害危険チェック

災害から自分の身を守るために、あらかじめ危険な場所を家族や地域の人たちと話し合って確認しておくことが重要です。いざという時、皆と協力して災害を少しでも小さくするために、そうしたことが大切であると、子どもたちにも分かってもらいましょう。

②土砂災害の予測

砂防事務所などでは、災害による被害を未然に防ぐために災害予測を行っています。次ページの表には、土砂災害の前兆として、一般の人にもわかる現象もあげてあります。

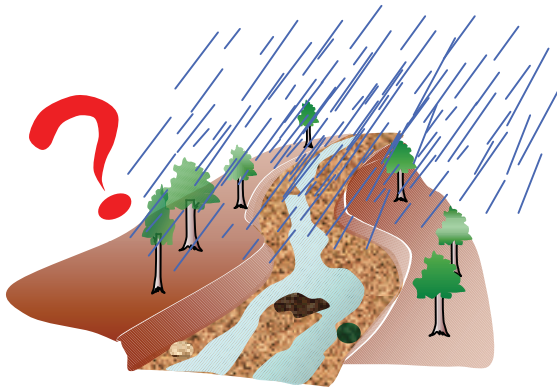
ただし、災害を確実に予測することは非常に難しく、これらの現象が起きたからと言って確実に災害が発生するわけではありません。しかし、これらの現象は、「土砂災害が起きるかも知れない」と自分で注意を促し、関連する情報を集めていくためのきっかけになるため、大変に重要です。

危険を感じた時などはテレビ、ラジオ、岐阜県によるインターネットの災害情報（<http://www.pref.gifu.jp/s11117/portal/top01.htm>）を上手く利用したり、上述の災害危険チェックを行ったりして安全を図りましょう。また、本編や次の③警戒避難についても示したように、家族と避難時の体制を話し合っておくことも忘れてはなりません。

主な土砂災害の危険度や前兆について

種類	その場の危険度チェック	間近の前兆
土石流	・家の近くに「土石流危険渓流」の標識がないか ・家の近くの渓流で、以前に土石流が発生したことがないか ・渓流が急で、しかも大量の土砂が溜まっていないか ・渓流には大きな木が生えていたり、苔むした石があるか（それらがないのは土石流などが時折発生することも一因だと考えられます） ・上流の山地に崩壊地や裸地が多く見えないか	・ゴォーと山鳴りがする ・雨が降り続いているのに川の水が減る ・川の水が急に濁ったり木が流れてきたりする ・腐ったような土のおいがする
地すべり	・家の近くに「地すべり危険箇所」の標識はないか ・傾斜が緩くても、斜面が不揃い（変にでこぼこしているなど）ではないか ・斜面に生えている木が傾いていたり、木が立っている向きがバラバラだったりしないか ・山に上った時、上部などに滑った跡のような所がないか	・地面にひび割れができる ・井戸や渓流などの水が濁る ・斜面から水がふき出す ・建築物などの壁に亀裂が入る ・家、壁、樹木、電柱などが傾く
がけ崩れ	・家の近くに「急傾斜地崩壊危険箇所」の標識はないか ・傾斜が急（30°以上）な斜面や、上部が手前側に張り出した所はないか ・浮石、割れ目、わき水、落石などが見られるがけはないか ・山に上がった時、新しい割れ目や亀裂がないか ・斜面の上の方にある物（道路や建物など）が変形（形がひずんでいたたり、へこんでいたり）や移動していないか	・がけに割れ目が入る ・がけから小石が落ちてくる ・がけから木の根がブチブチ切れる音がする ・がけから水が湧き出す

次のページのイラストで、前兆をイメージしてみてください。



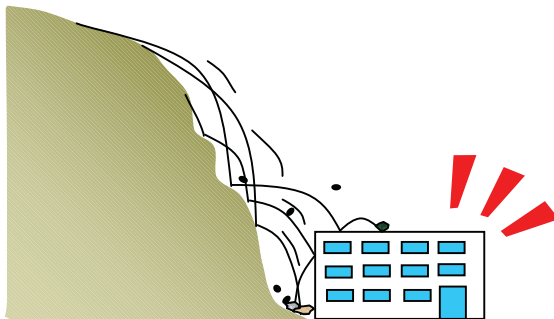
雨が降っているのに
川の水が減る
ー土石流



地面にひび割れが入る
ー地すべり、がけ崩れ



斜面やがけから水が噴き出す
ー地すべり、がけ崩れ



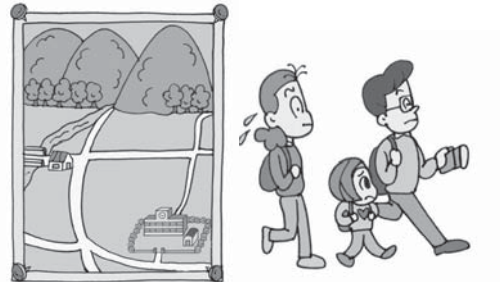
小石が落ちてくる
ーがけ崩れ

土砂災害の予兆いろいろ

③警戒避難について

また、避難時にすべき行動についても、次に示すようなことを地域の人々や家族で話し合ったり確認したりしておくことが、災害の被害を最小限に食い止めるためにも大切です。

それを子どもにも理解してもらい、子どもから積極的に家族や地域の人々に災害の話をしてもらえるようになると良いでしょう。



避難地図のイメージ

- ・自分の市町村の災害危険箇所の場所を確認しているか。また、自分たちの家とそれらの場所の位置関係などが分かっているか。
- ・災害時の避難場所や、そこまでの安全な経路や行き方などを確認しているか。
- ・避難する時に家族とどのように連絡し合うのか、どのように行動するのかといったことを確認しているか。

また、土砂災害について不明なことや知りたいことがあれば、砂防事務所などの情報を利用してみてください。住んでいる市町村役場などが避難マップを作成しているかを確認してみると良いでしょう。

（２）土砂災害防止のための法律

国土の保全を図りながら災害をできるだけ減らし、国民が少しでも安心して暮らせるよう、「砂防法」「地すべり等防止法」「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」による、各種施設をつくるハード対策、また「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律」による、土砂災害が発生する区域のお知らせなどソフト対策をそれぞれ講じています。

砂防法

砂防法の制定は古く明治30年（1897年）にさかのぼります。砂防法の目的は、国土の保全と国民の生命財産を守ること、そのために、土地の利用について災害につながるような行為の禁止をしたり、砂防設備を設置

したりするための必要事項を定めています。

地すべり等防止法

昭和 33 年（1958 年）に制定されたこの法律の目的は、「地すべり及びボタ山の崩壊による被害を除去し、または軽減するため、地すべり及びボタ山の崩壊を防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資すること」とうたわれています。この法律にもとづいて、地すべり防止区域やボタ山崩壊防止区域が指定されます。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）

この法律は昭和 44 年（1969 年）に制定され、目的は「急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もつて民生の安定と国土の保全とに資すること」となっています。この法律でいう「急傾斜地」とは、傾斜度が 30° 以上の土地のことです。急傾斜地崩壊危険区域の指定はこの法律によって行なわれます。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）

この法律はまだ新しく、制定されたのは平成 12 年（2000 年）のことで、平成 13 年（2001 年）4 月 1 日から施行されました。土砂災害が発生する可能性のある所にも人家が建てられたりしています。ところが、全ての土砂災害危険箇所について、砂防施設をはじめとしたハード対策だけで安全性を高めることは、時間や費用の面からしても難し



土砂災害防止法のパamフレットより

いため、ソフト対策を推進して人命を守ることを目的としてこの法律が制定されました。具体的には、次のような内容を含んでいます。

- ・土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知
- ・警戒避難体制の整備
- ・住宅等の新規立地の抑制
- ・既存住宅の移転促進等

これにより、土砂災害が発生する危険性のある所に新しく住むことが規制されることになり、また既に危険な区域やその近辺に住んでいる住民に、防災意識をもってもらふ契機になりました。この法律のPRでも前ページの図のような身のまわりの危険について訴えています。

（３）考えてみよう！「身のまわりのあぶないこと」は？

土砂災害だけでなく、身の回りには危険なことがたくさんあります。なかには、交通事故や料理中に起こる火災など、死亡につながるようなこともあります。

柵から物が落ちてくるとか、カッターの刃で誤って指を切ってしまうなど、ちょっとしたことも含めると実に様々な危険が身のまわりに存在します。

土砂災害に関しては、例えば近所にある急ながけが崩れるかも知れないし、裏山が大雨の時に崩れるかも知れません。

気をつけていれば大事に至らないことは多くあり、例えば土木工事の現場では「危険予知活動」ということがよく行なわれます。これは「今日の作業は〇〇という内容だから、もしかすると××という事故が起こるかもしれない。それを防ぐために何に気をつけて行動するか」といったことを、その日の最初に確認するものです。

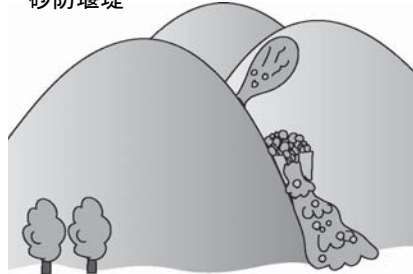
どのような危険が自分の身の回りにあるのか確認することが、自分で自分の身を守る第一歩です。こんなことが危ないという内容をあげて話し合ってみましょう。

「危ない物は誰かが片づけてくれるからいいや」とか「車がよけて走ってくれるからいいや」と考えていては、自分で自分を守っていることにはならないということに子どもたちが気付いてくれると良いでしょう。

（４）考えてみよう！どんなものがある？

砂防堰堤、道路、公園など、特定の誰かだけのためではなく、皆の役に立つ施設にはどんなものがあるかを話し合ってみましょう。そして、他にどんなものがあったらみんなのためになるのか、またどこにどんなものがあればもっと暮らしやすくなるのかといったことも考えてみましょう。

砂防堰堤



道路



その際、ただ単に「ほしい」「あったら良い」と言うだけではなく、皆のためになるものか、わずかな人にとってのみ有用な物になっていないかという視点を忘れずに考えるようにすると良いでしょう。

例えば、図書館や公衆トイレなどは皆のためになるでしょうが、自動車はどうでしょうか。あるいはゲームなどの玩具はどうなのかを子ども自身に考えてもらえと良いでしょう。

また、私たちが暮らしていくうえで、家庭における家事の分担、地域における公共の場の清掃や子ども会活動など様々な支え合いをすることが大切です。学校で日直や給食当番を交代で行なうことや、電車に乗った時にお年寄りや体の不自由な人に席をゆずったり、道のゴミを拾ったりすることも支え合いの一つです。

その他に、まわりの人や自分が普段どんな支え合いを行なっているか、あるいはどのような支え合いをしていくと、もっと暮らしやすくなるのかといったことがらについて、次の（６）ボランティアとはも参考にしながら話し合ってみましょう。

（５）税金について

国や県、市町村の歳入・歳出は年ごとに異なります。

税金の使われ方の例として、岐阜県の平成 15 年度（2003 年度）の予算を右表に示しました。

歳出の表から、砂防堰堤や道路や公園などの土木費より、教育費に多くの税金が使われていることが分かります。「民生費」とあるのは、国民健康保険、生活保護、社会・児童福祉、災害救助などに使われるお金です。

歳出（性質別）の表からは、人件費にかなりの税金を使っていることや、多くの補助（補助金など）を行なっていることが分かります。

税金は公共工事だけでなく、そうした様々なことに利用されています。

役所では、砂防、道路、空港、公園、学校といった施設だけではなく、福祉施設をつくったり、個人向けの福祉の相談や情報提供なども行なっています。

平成15年度岐阜県予算 平成15年2月発表

歳入	金額(100 万円)	(%)
地方交付税	201,400	25
国庫支出金	134,149	16
県税	193,700	24
県債	129,726	16
諸収入	63,866	8
地方交付税清算金	39,071	5
その他	58,318	6
合計	820,230	100

歳出	金額(100 万円)	(%)
教育費	206,099	25
土木費	139,905	17
公債費	96,085	12
農林水産業費	69,263	8
民生費	62,816	8
商工費	62,632	8
諸支出金	57,589	7
総務費	50,100	6
警察費	46,056	6
その他	29,685	3
合計	820,230	100

歳出(性質別)	金額(100 万円)	(%)
人件費	253,449	31
普通建設	223,413	27
補助費等	138,711	17
公債費	95,912	12
貸付金	51,994	6
物件費	33,354	4
その他	23,397	3
合計	820,230	100

（６）ボランティアとは？

社会においては、色々な支え合いが必要とされますが、そのニーズが多様化したりすると、多くの人たちの協力がいるようになります。行政がその協力を全て行なおうとしても、十分な対応は難しいかもしれません。

そのため、福祉施設のお手伝いや、子育て支援、視覚障害者のための点字通訳、高齢者などへの給食宅配など、地域のボランティア活動によって、社会的にその不足部分が補われることがたくさんあります。これらのボランティアは支え合いの一つの形です。福祉の分野だけでなく、役所と一緒に市民が活動して、みんなのためになっていることがたくさんあります。

税金の使われ方だけではなく、ボランティアとしてどのようなことをしてみたいか、あるいはできるのか、世の中でどのようなボランティアが必要とされているのか、といったことも話し合ってもらおうと良いでしょう。ただ、ボランティアは決して「ただ働き」のことではありません。現在、ボランティアに関してNPO（Non Profit Organization：非営利組織）が注目されています。例えば、まちづくり団体、高齢者の介護をする団体、河川の清掃をするグループ、リサイクル運動を進めるグループなど、様々なNPOがあります。

NPOは、「お金もうけにならなくても良いので、自ら率先して社会に役立ちたい」というボランティア精神が活動の源です。NPO法人は、事業性をもてる組織であり、企業と異なり利潤の追求はしませんが、「ボランティア＝無償の奉仕労働」というわけでもなく、社会的に貢献する活動に対しては、それに見合うだけの報酬があっても良いというのが本来の考え方です。

NPOは、平成10年（1998年）公布の「特定非営利活動促進法」によって法人格を取得できるようになりました。